

一般社団法人日本希少がん患者会ネットワーク
公益通報制度に関する規程

(目的)

第1条 当規程は、一般社団法人日本希少がん患者会ネットワーク（以下「RCJ」という）において、「法令及び公益財団法人としての倫理に反する行為」（以下「コンプライアンス違反行為」という）があった場合、RCJが速やかにその事実を認識し、適正な是正措置を講ずるとともに、コンプライアンス違反行為を通報した者の保護を図る見地から公益通報制度を設け、もってコンプライアンスの強化に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 当規程を利用できるものは、RCJ役員、RCJ職員、RCJ契約職員、RCJアルバイト職員（以下「役職員等」という）とする。

(コンプライアンス違反行為)

第3条 当規程が対象とするコンプライアンス違反行為とは、以下に掲げるものに対する違反行為及び各行為の隠蔽ならびに証拠隠滅等の行為である。

- ① 法令、規則、条例、通達及びこれらに準じるもの
- ② RCJの定款、その他RCJ内規程・内規等
- ③ 社会通念や倫理規範等で、それに反すると社会から非難を受けるおそれのあるもの

(通報)

第4条 役職員等は、前条に掲げた各行為について、次条に定める通報先に通報することができる。ただし、訴訟、調停、仲裁、あっせんなど既に他の紛争処理手続の申立てがなされているものを除く。

(通報窓口)

第5条 RCJは通報先として、RCJ内及びRCJ外に窓口を設置する。RCJ内窓口は、事務局長とする。RCJ外窓口は別掲の弁護士（以下「RCJ外窓口弁護士」という）とする。なお、RCJ外窓口は、理事会への通報の仲介のみを行うものとし、独自に調査等を行わないものとする。

(通報の方法と乱用防止)

第6条 通報者は、RCJ内窓口又はRCJ外窓口に通報を行う場合には、自らの氏名、RCJでの所属部署、役職、連絡先（以下「属性情報」という）を明らかにして通報を行うも

のとする。匿名の通報は受け付けない。

2 通報は、原則として、電子メールの送信によって行う。RCJ内窓口の電子メールアドレスは、tsuuhou@rarecancersjapan.org、RCJ外窓口の電子メールアドレスは、別掲のとおりとする。

3 通報者がRCJ外窓口を利用して通報を行う場合、自らの属性情報をRCJに通知しないよう、RCJ外窓口弁護士に求めることができる（以下「匿名通報」という）。この場合には、RCJ外窓口弁護士は、通報者の同意を得ることなく属性情報を事務局長に通知しない。

4 通報は、第3条に定めるコンプライアンス違反行為に関して客観的で合理的根拠に基づくものに限る。虚偽の通報、個人的な利益を図るための通報及び特定の個人や組織に対する誹謗中傷を行ってはならない。

（通報受領等の通知）

第7条 事務局長は、通報者に対し、通報を受領した旨を速やかに通知する。そのうえで、同通知から20日間以内に、コンプライアンス違反行為に関する調査を行う旨を、または、当該通報が第3条に定める要件を満たさないことが明白な場合は当該調査を行わない旨を、通報者に通知する。

2 前条第3項による匿名通報の場合は、事務局長は、RCJ外窓口弁護士経由で通報者に前項の各通知を行う。

（調査）

第8条 RCJ内窓口またはRCJ外窓口に対する通報の内容（第6条第3項による匿名通報の場合には通報者の属性情報は除く）は、事務局長に集約し、理事会が公正かつ公平に調査する。

2 調査に従事する者は、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。

3 第6条第3項による匿名通報の場合でも、調査に必要であると判断し、かつ、通報者の同意を得られた場合に限り、RCJ外窓口弁護士は通報者の属性情報を事務局長に開示することができる。

（調査状況等の通知）

第9条 事務局長は、通報者の求めがあれば、調査に支障のない限り、調査方法や進行状況等を通報者に通知する。

2 事務局長は、調査を終えたときは速やかにその結果を、また次条に定める措置を取った場合はその旨を、通報者に通知する。

3 第6条第3項による匿名通報の場合は、事務局長は、RCJ外窓口弁護士経由で通報者

に前2項の通知を行う。

(調査結果に基づく対応)

第10条 調査結果(ただし、第6条第3項による匿名通報の場合には通報者の属性情報は除く)は、すべて理事会に報告する。理事長は、必要に応じて業務執行の是正や処罰等の措置を取るとともに、コンプライアンス違反行為が悪質な場合には、刑事告発等の手続きを行う。

2 通報者が通報にかかるコンプライアンス違反行為に関与していた場合、RCJは、自ら通報した事実を斟酌し、当該通報者に対する処罰等を軽減することができる。

(協力義務)

第11条 役職員等は、理事会、あるいは事務局長の要請を受けた場合、コンプライアンス違反行為に関する調査に積極的に協力しなければならない。

(守秘義務等)

第12条 事務局長、RCJ外窓口弁護士、その他個別の通報に関係したすべての者(通報者は除く。以下「通報に関係した者」という)は、通報者の情報、通報内容、調査結果その他当該通報に関する情報(以下「通報に関する情報」という)を秘密として保持し、第三者に開示してはならない。ただし、法令に基づき開示する場合、第8条に定める調査に必要な場合、第10条に定める報告等を行う場合はこの限りではない。

2 役職員等は、通報に関係した者に対して、通報に関する情報の開示を求めてはならず、開示するように働きかけてはならない。

3 通報に関係した者は、通報者の属性情報、調査の過程で収集した書類、調査内容及びその結果等、通報にかかわる記録類を機密情報として保管しなければならない。

4 第1項但書にかかわらず、RCJ外窓口弁護士は、第6条第3項による匿名通報の場合の通報者の属性情報については、法令に基づく開示の要請がある場合を除き、通報者の同意なく、通報に関係した者を初めとする第三者に開示しない。

(通報者の守秘義務等)

第13条 通報者は、事務局長から第7条第1項の当該調査を行わない旨の通知または第9条第2項に定める調査結果の通知を受けるまでの間は、通報の事実と内容、及び第7条第1項、第9条第1項に定める通知の事実と内容を第三者に開示してはならない。ただし、法令に基づき開示する場合、事務局長から第7条第1項に定める通知がない場合、正当な理由なく調査に着手しない場合、その他正当な理由に基づき開示する場合は、この限りではない。

2 通報者は、事務局長から第7条第1項の当該調査を行わない旨の通知または第9条第2項に定める調査結果の通知を受けた後でも、通報の内容、第7条第1項に定める通知等の

内容を第三者に開示してはならない。ただし、法令に基づき開示する場合、その他正当な理由に基づき開示する場合は、この限りではない。

(不利益取り扱いの禁止)

第14条 R C Jは、通報者に対し、通報したことを理由に、解雇・減給等の懲戒処分、差別的処遇、人事考課への悪影響等、通報者の不利益となる取り扱いをしてはならない。

(違反行為に対する処分)

第15条 R C Jは、第6条第4項、第12条、第14条に違反した者を、内部規定に従い、処罰等の対象とすることがある。

(改廃)

第16条 当規程の改廃は、理事会が行う。

【別掲R C J外窓口】

名称 平光・大久保法律事務所 平光哲弥弁護士

メールアドレス thlaw@nifty.com

付 則 この規程は2020年3月23日より施行する。